

2012年5月23日

イノベーションによる成長と国民生活の向上に向けて

日本労働組合総連合会
会長 古賀 伸明

1. 基本的考え方

イノベーションは、医療、環境、エネルギー、震災復興等、われわれがいま直面している課題を克服し、同時に、人口減少社会のもとでの持続的な経済成長と良質な雇用の創出を実現するために重要である。「日本再生戦略」の大きな柱の一つとして、中期的・戦略的な推進体制・基盤を確立するとともに、少子高齢社会への対応、地球環境とエネルギーの課題など時代のニーズに対応した分野について、具体的な政策を推進していく必要がある。

2. 問題認識

現在、わが国には以下のような問題点があると考ええる。

① イノベーションを起こす力が弱まっている。

- ・わが国の潜在成長率について、政府、日銀とも足下で0%台半ばと捉えているが、潜在成長率停滞の主因の一つとして、イノベーションの停滞が挙げられる。
- ・政府は新成長戦略の実現等を通じ、実質2%成長をめざすとしている。科学技術の振興とともに、科学技術をイノベーションに、イノベーションを経済成長と国民生活の維持・向上、質の高い雇用の創出に結びつける戦略的な取り組みが必要である。

② 社会が必要としている潜在的なニーズと資源を投入しているイノベーションがうまくかみ合っていない。

- ・科学技術関連予算（地方分含む）は、この10年間4~5兆円の間で推移している。民間企業の研究費も、リーマンショックと震災等による影響はあったものの12~14兆円で推移している。OECDの国際比較でみると、GDPに占めるわが国の研究費の割合は、上位にある。
- ・その結果、様々な新技術が出てきていると思われるが、わが国全体の成長率の改善、社会が抱える課題の解決や将来の成長産業につながる、核となるイノベーションが現出していないように見える。時代の変化を踏ま

え、少子高齢社会への対応、地球環境とエネルギーの課題などに対応した戦略的な取り組みが必要である。

③ 知的財産権の保護について、新たなイノベーション促進とのバランスを含め、国際的な動向への対応が不十分である。

- ・付加価値を創造するうえで、新技術、ソフトウェア、データベース、ブランドなどの無形資産が重要性を増しており、その保護が課題になっている。とりわけ、中国や韓国など新興国市場への対応が課題となっている。一方、欧米では、それらを共同利用・オープン化することで、イノベーションを促進し、国際的なスタンダードをつくる動きもみられる。
- ・これら国際的な実態をしっかりと把握し、オール・ジャパンの視点から、官民が協力し総合的な対応を強化する必要がある。

④ 省庁縦割りの計画・予算・権限のあり方に問題がある。

- ・総合科学技術会議は、「総理大臣の諮問に応じて、科学技術の総合的、計画的振興、そのための予算・資源配分、国家的に重要な研究開発の評価」をするとされているが、その役割は限定的なもの（例えば、予算配分について、大学や独法の運営交付金等が大半で総合科学技術会議の裁量が及ぶのは総額の1割程度。中身も省庁間調整が中心）となっており、あり方の見直しが検討されている。
- ・第4期科学技術基本計画（2011～2015年度）では、震災からの復興・再生、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションを柱に掲げており、省庁横断的な推進が必要である。

⑤ イノベーションがもたらす経済社会への影響を発信し、社会全体で取り組んでいく視点が弱い。

- ・イノベーションは、将来の国民の暮らしや働き方、産業のあり方等を大きく変える可能性がある。ややもすると専門家の視点为中心になりがちであり、広く国民的な視点から、わかりやすい課題提起や情報発信が必要である。
- ・フロンティア分科会では、2050年までを視野に入れた検討をしており、時代を先取りした具体的な課題提起をおこない、国民的な合意形成をはかる必要がある。

3. 課題の克服に向けて

上記を踏まえ、以下のような視点から問題点の克服を検討すべきと考える。

① グリーン・イノベーションとライフ・イノベーション等に資源を集中して、「コア技術」の開発と産業化にむけた「産官学金労」の連携を強化すべき。

- ・東北メディカル・メガバンク計画、国際リニアコライダー、二酸化炭素の回収・貯留（CCS）事業の早期実用化等について、将来をにらんだ国家プロジェクトと位置づけることを検討し、オール・ジャパンで推進できる体制をつくる。
- ・国家プロジェクトの位置づけで行う基礎研究に関わるデータや情報は、関係する組織が共有し広く活用できるようにする。また、多様な人材（研究者、技術者、起業家）が集まり、「コア技術」の開発と産業化を加速させるため、各プロジェクトごとに集積都市（例えば、IT産業におけるシリコンバレーのような都市）をつくる。

② イノベーションを経済成長と国民生活の維持・向上に結びつける「一貫性ある戦略」を描くべき。

- ・基礎研究を国民生活の維持・向上に結びつける視点を抜本的に強化する必要がある。基礎技術を産業化に結びつけるために、省庁間、官民間の壁をのりこえるプラットフォームを整備する。当面、政府が検討している課題ごとの科学技術イノベーション戦略協議会の役割発揮を期待する。
- ・グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション等を推進する視点から公共料金や医療報酬の体系について検討する際は、国民生活への影響を十分考慮し、説明責任を果たす。
- ・次の時代のイノベーションをにらんで、初等・中等・高等教育のあり方を検討する必要がある。また、研究者に過度な短期の数値目標を押しつけることなく、モラルを維持・向上させる人事の仕組みづくりも必要である。

③ 科学技術、知的財産戦略の司令塔を確立すべき。

- ・民主党の提言（「政府において科学技術イノベーション政策の立案、資源の確保と配分を一元的に行う司令塔として『科学技術イノベーション戦略本部（仮称）』を可及的速やかに設置すること」等）や有識者研究報告を踏まえ、早急に法案を提出する。
- ・その際は、「科学技術イノベーション戦略本部（仮称）」に科学技術基本計画の策定と進捗チェックの役割と権限を付与する。中期計画では、優先順位と政策体系全体の整合性を明確に打ち出し、それをベースに科学技術関連予算の省庁横断的な配分をできるようにする。

また、知的財産戦略本部も取込み、機能強化し、省庁縦割りの垣根を越えた「知的財産推進計画2011」の実現と、科学技術の実用化・産業化に向けた戦略的支援ができるようにする。

④ イノベーションを担う人材の裾野をひろげるべき。

- ・非連続なイノベーションはもとより、わが国の強みの一つである、研究・生産・流通・販売それぞれのプロセスの中で「普通の人」が起こす小さなイノベーションの積み重ねも重要である。イノベーションを生み出し、経済社会に展開していくには、トップ層とともに中間層の育成・底上げが不可欠である。イノベーションを担う人材の裾野をひろげるべく、能力開発、ワーク・ライフ・バランス、労使コミュニケーション等のあり方を改善する。
- ・科学技術を担う人材育成に力を入れるとともに、国際的な高度人材の交流を活発化させる。
- ・全世代において働く人・働きたい人を社会全体で積極的に応援し、支え手を増やし、「働くことを軸とする安心社会」を実現する。特に、高齢者の持っている経験や能力を生かす工夫と機会をつくる必要がある。高齢者に優しいイノベーション、意欲のある人がチャレンジしやすい情報提供・環境整備などをはかる。

⑤ イノベーションがもたらす変化を見通し、産業構造の展望と構造転換に伴う「公正な移行」について、政労使で協議する場が必要である。

- ・わが国の歴史を振り返ると、戦後のキャッチアップにおける生産性向上、エネルギー革命、2度のオイルショックへの対応等、政労使が議論を重ねながら、産業構造の転換に伴う課題の克服をはかってきた。近年においても、2002年に「雇用に関する政労使合意」を行った。日本再生戦略を通じたイノベーションによる将来の変化を見据え、公正な国際競争条件の確保、人材育成・職業訓練、雇用創出について、中期的な視点から政労使で取り組む必要がある。また、産業構造の展望と構造転換に対応した公正かつ円滑な労働移動のあり方等についても、慎重かつ丁寧な対策を行う必要がある。そのため、国レベル、産業レベル、地域レベルで何らかの協議の場を設ける。
- ・地域の視点も重要である。地域には、知恵・技術・人材が存在しており、地域経済活性化のために従来の枠組みにとらわれない地域レベルの取り組みを行う必要がある。中小企業が使い勝手の良いワンストップの行政サービス機能を整備するとともに、日本の未来応援会議および会議体の今後

の活用方法について、検討する。また、事業再生支援の円滑化等の取り組みを維持・強化する。

4. 具体的な提言について

具体的な提言については、別紙（連合「2012～2013 年度 政策・制度 要求と提言」抜粋）を参照されたい。

以 上

【別紙】

連合「2012～2013年度 政策・制度 要求と提言」（2011年6月）抜粋

※文中の項目番号は、連合「2012～2013年度 政策・制度 要求と提言」本文の一部を省略して掲載しているため、必ずしも連続していない。

○産業政策の視点からの具体的な提言は以下の通り。

1. 政府は、新規産業・雇用を創出する経済構造改革を進める。また、新成長戦略の推進など、産業政策と雇用政策を一体的に実施する。

- (1) 新規産業・雇用を創出するために、新成長戦略に示された21項目の国家戦略プロジェクトを中心として、国民生活にとって将来にわたり特に発展が求められる新技術開発分野（情報通信、住宅、環境、電池、省・新エネ、福祉・医療、バイオ・ナノテクノロジー等）において、人材育成、技術開発、規制改革、予算・税制措置等官民の資源を集中投資する。また、雇用の維持・創出にむけて、企業の国内立地促進と中小企業への対策として政府が策定した「国内投資促進プログラム」を早期に実現する。
- (2) 雇用創出を新規産業の育成策の目標に据えるとともに、産業や事業の再生にあたっては、雇用の確保を第一義に政策を展開する。また、産業政策や関連する法律案の策定にあたっては、経済合理性の視点に加え、雇用安定や労使協議を前提とした良好な労使関係を活用できる内容とする。さらに、雇用保険制度の維持・強化、職業訓練の充実などセーフティネットを強化する。
- (3) 新規産業を創出するために、技術開発、研究開発を促し、成果を速やかに民間部門へ移転させる。
 - ①国家戦略プロジェクトなどの遂行にあたり、長期リスクマネー供給や、投資先への必要な制度対応等、円滑に支援する。
 - ②民間企業における技術開発や研究開発を支援するために、資金、税制、人材育成等の支援策を講ずる。
 - ③産学官の連携を強化し、技術移転を円滑化させるために、技術移転機関（TLO）を拡充するとともに、コーディネーター役の人材育成を推進する等より使いやすいものとする。また、TLOを通じて、企業に技術移転する特許の実用化をはかるために、特許の価値評価の適切な実施や、実用化に向けた事業企画を募集するなどの積極策を講じる。
- (4) 介護・福祉分野、農林水産業、教育等地域雇用の創出につながる分野を育成・活性化し、そのために必要な環境整備を行う。
- (6) 知的財産・標準化戦略に基づき知的財産を有効活用し、技術立国としての地位確立を

はかる。

- ①ソフトウェアも含め、知的財産の評価・権利を確立し、不正使用の防止を徹底する。
 - ②特許市場の整備、特許審査期間の短縮化のための審査体制強化、裁判所の知的財産権紛争処理体制の強化等、知的財産権制度の整備を行う。
 - ③金型をはじめとする中小企業の技術が、特許・実用新案・著作権等知的財産権の枠組みで保護されるよう法整備を進め、外国への特許出願に対する支援策を強化する。
- (7) わが国産業の競争力強化のために、企業の国際標準獲得を支援する。
- ①多様化する国際標準化活動に的確に対処できる仕組み作りを推進する。
 - ②国際標準の策定にあたっては、技術優位の確保に向けたイニシアチブを得るため、基礎段階から産学との連携強化を積極的に推進する。
 - ③認証の戦略的活用の促進に繋がる支援策を講じる。
- (8) 営業秘密の保護に向けて、不正競争防止法の適正な運用をはかる。なお、労使協議における情報開示や労働者の権利が影響を受けることの無いよう、事業者に対し営業秘密管理指針の周知・徹底を行う。

2. 政府は、地域の持てる資源を見直し、地域の特性を活かしたまちづくりを推進することで、知識・産業集積等地域産業の活性化による地域雇用の増大をはかると共に、核となる企業への支援を行い、地域の連携を強化して、地域産業としての国際競争力を高める。

- (1) 国内企業の国際競争力を高めるために、「安心」、「安全」、「エコロジー」をキーワードとした産業・企業の変革を促すと共に、核となる企業への地域連携を主導するなど、国内における生産や研究開発等、事業活動を支援する環境を整備する。
- ①地場にある資源見直しや産業の掘り起こしを行い、中核となる地場産業等の企業群を定め、地域との連携を図り、関連企業の誘致・育成を進める。また、国や地方が企業を支援する際は、対象企業が雇用環境の改善や地域社会に貢献する事を条件に加える。
 - ②「良い消費者が良い商品を育てる」というわが国日本の特長を活かし、日本でしか作れない、ものづくりにこだわった製品の品質、デザイン、性能や機能の高付加価値性を、「メイド・イン・ジャパン（日本製）」ブランドとして世界に発信すると共に、政府のトップセールスを実施する。
 - ③地方自治体と連携し、海外の産業集積地の誘致策を研究し、企業ニーズにマッチするオーダーメイド型の新しい企業誘致策を実施する。同時に、海外企業の誘致を積極的に進める。
 - ④日本を中心とした国際産業クラスターを構築するため、東アジア・ASEANとの経済連携をはかり、関税負担の撤廃や技術認証の共通化等を進める。
- (2) 地方自治体と連携し、地域の特性を活かした知識・産業集積を促進し、地域雇用の増大をはかる。

- ①国および地方自治体が実施する支援等は、次の観点をつまみ、全国一律的な基準ではなく、地方の特性・実態を活かしたものとする。
 - a) 関係省庁・地方自治体は地域の各種セクターと連携し、支援等を使いやすいように整理するとともに周知徹底をはかる
 - b) 支援等の使途・事業年度は事業の特性に応じ柔軟に設定できるようにする
 - c) 支援等の評価・検証は地域住民の理解を得られるよう情報開示を徹底する
- ②インキュベータ施設、賃貸工場、産学連携施設等、産業支援環境を整備する。インキュベータ施設においては、地域産業との連携や施設を拠点とした多様な人的ネットワークを生かしたビジネスマッチングを推進する。
- ③技術の評価し、企業に斡旋する等、コンサルティング能力、技術商社機能をもつNPOの設立を地域で支援する。
- ④共同受注グループの活動を活性化させるため、共同受注時の契約書の雛型や権利関係をまとめた指針を作成する。
- ⑤ベンチャー・ビジネスを支援するために、融資制度の拡充、地域プラットフォーム等創業支援体制の拡充、技術開発の促進策の強化等の支援を行う。
- ⑥NPO・コミュニティビジネス等のいわゆる社会的企業に対する支援を拡充する。
- (3) 地域の自立的な取り組みに基づいた特色ある地域の活性化並びにわが国全体の経済成長に資する戦略的拠点としての総合特区について、制度の構築、及び指定・運営の推進をはかる。
 - ①過去の構造計画特区や地域活性化政策の総括を踏まえ、新たな法制化を含む具体的な制度設計をはかる。
 - ②地方自治体が、住民や労働組合等の幅広い意見を必ず聞き入れた上で構築し、真に雇用創出や地域活性化に資するよう進める。
 - ③特区の特例措置が、労働条件の悪化、企業倒産・失業増等に繋がらないよう制度設計において十分配慮すると共に、そうした状況に陥る恐れが生じた場合は、国・地方自治体が責任をもってこれを廃止し、復旧させる。
- (6) 雇用の安定・創出を実現するために、全都道府県に労使と連携し懇談会・研究会を設置する。地域の労働組合代表が、地域の産業振興と雇用・労働条件の維持・安定等、地域活性化策について、地方経済産業局はもとより、47 都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会と意見・情報交換を行う場を設ける。また、従来の産官学の連携に加え、地域金融機関、地域の労働組合が参加する「産官学金労」が一体となって、地域雇用の創出、新事業展開、技術開発等の地域産業活性化策を検討する場を設ける。

3. 政府は、わが国経済の根幹を担う人材の育成をはかる。

- (1) 「ものづくり基盤技術基本計画」の着実な実行を確保するとともに、ものづくりの重

要性を認識し、実感できる初等・中等・高等教育の実施、さらには、生涯にわたる技術・技能の修得・継承の促進・支援を通じ、国民の勤労観の確立を目指した、人材の育成をはかる。

- ①ものづくり基盤技術振興基本法の実効性を確保するため、ものづくり技術・技能の継承はもとより、世代に偏りのない技術・技能労働者の確保と人材の育成に向けて「基本計画」を確実に実行する。また、子どもたちや若者が高度熟練技術・技能者に憧れを抱けるよう、技術・技能評価制度の社会的認知の向上をはかる。さらに、現代の名工等の優れた人材を社会が評価し活躍できる仕組みをつくる。
 - ②「日本技術技能院（仮称）」を設立して、高度熟練技術・技能労働者に対する評価を高める社会システムを確立するとともに、「日本技術技能院」は、日本の技能資格をベースとしたASEAN向けの技術・技能資格をはじめとする工業標準分野規格や日本版マイスター制度の実現に向けた研究を開始させる。
 - ③ものづくりに関連する業種・職種における高度熟練技術・技能労働者を社会全体の財産と位置づけ、社会的評価を向上させると共に、有効的な活用をはかる。
 - a) 工業系高等学校での技術実習指導や中小企業における技術・技能伝承に対する技能者派遣事業などへの助成強化。
 - b) ポリテクセンターや都道府県産業技術専門校、専門高校・高等専門学校・大学の学校教育において、実践指導員や技能コンサルタントとして採用する。
 - c) ポリテクセンター・産業技術専門校の教育内容を精査するため、都道府県単位に政労使三者構成の教育内容検討委員会を設置し、民間ニーズに対応した教育内容を実現する。
 - ④若年労働者のものづくり現場への就業意識を高めるため、小学校・中学校段階からのものづくり教育の履修時間の拡大と内容を充実させるとともに、職場体験学習の機会を増やす。また、高校・高専・短大・大学では、インターンシップを単位として認める制度を普及させると同時に、専門高校・高専・大学の工学教育において、産業界の技術者等の外部講師を積極的に活用する等、理論に偏らない実践カリキュラムを盛り込む。これらの施策を通じて勤労観の確立につながるよう努める。
- (2) 産業・企業の発展に資する産業人材の育成のため、産学労と連携を図り、具体的な支援策を講じる。
- ①技術や生産を含めた経営課題の処理にたけ、技術の価値を最大限に活用できる技術経営（MOT（注5））人材を育成するために、実践的な技術経営プログラムを開発するとともに、企業経営者へのMOT教育の普及に努める。
 - ②国際標準作成の専門家を養成するために、企業や大学の技術者の育成に努める。
 - ③産業人材の確保・育成の観点から、職場等で求められる能力を明確化するとともに、産官学連携等による人材育成に努める。
- (3) 地域活性化に資するまちづくりを担う人材育成のため、地域を担うステークホルダー

と連携を図り、具体的な支援策を講じる。

- ①地域活性化策を進めるにあたって最大の課題となっている人材不足の打開に向けて、まちづくりを担うリーダーを市民の中から登用するしくみづくりを進めるとともに、地域リーダーに対する効果的な育成を行う。
- ②インキュベーションマネジャーの育成を強化し、地域産業を創造し活性化する人材の創出を支援する。
- ③ベンチャー・ビジネスを支援するために、起業家のためのセミナーを開催する。

(注 5) MOT ～イノベーションの創出を目的とするもので、新しい技術を取り入れながら事業を行う企業・組織が、持続的発展のために、技術を含めて総合的に経営管理を行い、経済的価値を創出していくための戦略を立案・決定・実行すること。

4. 政府は、自立した中小企業の基盤を確立し、独自の高度な技術と経営基盤の確立に向けた支援を行う。

- (1) 中小企業に対するサービスを一元化する窓口である中小企業支援センターの役割を拡充し、中小企業向けサービスの向上に努める。
 - ①資金、技術、特許、人材、受発注等中小企業の相談が一カ所で完結できるよう、ワンストップサービス化を実現できる体制を整える。
 - ②支援センター内に「中小企業総合情報センター」を設置し、中小企業に関する総合データベースを構築する。中小企業の保有する技術・設備・製品の検索が行えるようネットワーク化を進める。
 - ③海外企業からの受注を増大させるために、外国語に対応したデータベースを構築し、海外からの問い合わせ、引き合い等を受け付ける窓口を設置する。
 - ④地域の支援センターにおける各種セミナー等では、労働法制についての講座を開設し、中小企業経営者の遵法精神を向上させる。
 - ⑤支援センターの窓口対応時間の延長や休日開催を行う。
 - ⑥支援センターが開催する弁護士・税理士等の専門家による相談会開催頻度を高めるとともに、専門家を企業に派遣する際の企業負担の低廉化を行う。
- (2) 中小企業に対する高度な技術支援と生産基盤強化のため、産学官の共同研究を積極的に推進し、国が持つ技術や特許権を有効に活用できるシステムを構築する。
- (3) 中小企業の経営戦略確立のため、中小企業診断士や技術コンサルタントの指導を受けられる際の助成を行う。
- (6) 中小企業者による新卒者の採用を支援するため、ハローワークや、雇用・能力開発機構等行政の外郭諸団体が積極的に採用会を開催する。さらには、業界団体・協同組合等が共同採用会を開催する団体を支援する。

- (7) 中小企業に対し、業務効率化による生産性の向上や、求人時における効果的な企業PRが可能となるように、ICTの利活用を促進するための支援を行う。

7. 政府は、公正・透明・自由な国際経済活動の発展を促すとともに、貿易協定に、労働、環境等社会条項を入れるべく見直しをはかる。また、新規案件については、早期に参入を表明し、ルール作りから参画するよう努める。

- (1) 国際経済活動については、WTOの理念である公正・透明・自由な多角的貿易体制の構築を念頭に、より質の高いFTA/EPA締結に向けて努力する。また、FTA/EPAに、労働基本権の保証、環境条項等社会条項の組み込みに努める。
- (4) 外国の不当な安値攻勢や知的所有権の侵害等の不公正貿易に対しては、アンチ・ダンピング措置の発動を含め厳正に対処する。また、市場の混乱をもたらす急激な輸入の増大に対しては、協定の範囲内でのセーフガード措置の機動的な発動を行う。

○雇用・労働政策の視点からの具体的な提言は以下の通り。

7. すべての働く者に対する職業能力開発施策と日本の成長と競争力を支える人材の育成を強化する。

- (1) 国としての職業能力開発体制の充実・強化
- ①職業能力開発は雇用のセーフティネットであることを認識し、国として、これまで以上に職業能力開発体制の充実・強化をはかる。
- ②独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への移管にあたっては、独立行政法人雇用・能力開発機構が担っているセーフティネットとしての訓練やものづくり分野の訓練の実施など、国の職業訓練機能を堅持した上で、強化をはかる。その際、国・民間・都道府県の役割分担を明確にするとともに、組織の運営には労働組合も参加する。
- ③求職者支援制度における訓練では、キャリア・コンサルタントによる求職者のニーズと求人とのマッチングで就職支援を促進するとともに、企業や地域のニーズ、人材不足分野、新規雇用創出が期待される分野などにおける職業訓練や研修機会の拡大、訓練内容・訓練期間の拡充・強化をはかる。その際、柔軟かつ機動的な見直しができるよう、労使の意見を定期的に反映する場を地域ごとに設定する。
- (2) 働く意欲を持つすべての者に対する職業能力開発機会の拡充
- ①正規雇用への転換を可能とするため、パート労働者、有期契約労働者、派遣労働者、請負労働者などに対する国の職業能力開発施策を強化する。さらに、各種助成制度を活用するなどして企業の取り組みを促進し、正社員との職業能力開発機会の格差是正

をはかる。

- ②「ジョブ・カード制度」について、より効率的・効果的な事業として見直しを行いつつも、制度の周知徹底、助成要件の見直し、訓練期間中の所得保障の強化などの見直しにより、積極的な普及・促進をはかり、非正規労働者の正規雇用化に有効活用する。
 - ③障がい者、母子家庭の母、生活保護受給者などについて、居住地近隣での職業訓練機会を拡充するとともに、地方自治体・地域の教育訓練機関・公共職業安定機関（ハローワーク）などが一体となり、就労に向けたきめ細かな支援を行う。
 - ④「職業訓練パウチャー」（使途を教育訓練に限定させた利用券）制度を全国的に展開し、若年者などの雇用保険未加入者や出産・育児・介護などにより職業キャリアを中断している者に対する職業能力開発支援を拡充する。
 - ⑤中小企業労働者や職業能力開発機会が限定されている地域に居住する者について、国・地方自治体・地域の教育訓練機関などが連携し、職業能力開発に関する機会や情報における企業間格差・地域間格差の是正をはかる。
 - ⑥個人請負、自営業者、起業を希望する者などについて、公共職業訓練機関において、情報提供、相談・援助、ニーズに応じた講座・訓練の受講などの支援が受けられるよう、体制整備を行う。
- (3) 「第9次職業能力開発基本計画」の着実な実行の確保
- ①日本の成長と競争力を支える人材を育成する視点で、政府（省庁横断）、都道府県、大学が連携して、バランスのとれた職業能力開発を行う。
 - ②グローバル人材と高度技能人材の育成では、国と企業の役割のあり方を含め、産・学・官のリソースを最大限に活用する。
 - ③公共職業訓練は、再就職や在職者の職業能力向上に結びつきやすいものとなるよう、産業構造の変化、技術革新、企業ニーズなどを踏まえて訓練内容を見直し、高度化をはかる。
 - ④公共職業訓練施設について、土日・夜間・随時開講や託児施設の設置など、離職者・在職者が受講しやすい環境整備を行う。
 - ⑤企業の事業転換や技術・技能の陳腐化により業種転換・職種転換・離職を余儀なくされる者について、キャリア・コンサルティングを活用するなどして職業訓練・再就職に向けた支援を強化する。
 - ⑥在職中の労働者個人の中長期的なキャリア形成を支援するため、企業内職業訓練や自己啓発支援などに対する「キャリア形成促進助成金」を有効に活用し、キャリア・コンサルタントの養成や資質の向上をはかるとともに、キャリア・コンサルティングの普及・定着をはかる。
 - ⑦業種・職種・職務ごとに必要な技能・スキルに関する企業横断的な職業能力評価システムを整備するとともに、国・業界団体・産業別労働組合が連携して積極的な普及をはかる。

- ⑧在職者の自己啓発・職業能力開発を促進するため、労働時間面の配慮や有給の教育訓練休暇を与える事業主への支援を行うとともに、個人が負担した自己啓発の費用について一定額までの税額控除を認める「自己啓発税額控除制度」の創設をはかる。また、国・地方自治体・地域の高等専門学校・短期大学・大学・大学院などの教育機関が連携し、「リカレント教育システム」の構築をはかる。
- ⑨政府が創設を検討している「日本版NVQ」については、早期に構築・普及をはかっていくとともに、環境・エネルギー、介護、観光などの新たな成長分野だけでなく、そのほかの産業についても幅広くその対象とする。また、創設・普及に際しては、労使それぞれの主体的・積極的取り組みや教育界とのさらなる連携を促す。
- (4) 産業政策・雇用政策・教育政策と連携した職業能力開発施策を推進する。
- ①国と地方自治体のハローワーク一体的運営により、国・地方自治体・教育訓練機関・企業・労働組合などが連携し、無料職業紹介・職業訓練・就職が連動した離職者支援体制を確立・強化する。
- ②産業の基盤を支える人材や成長分野における人材、グローバル人材の育成について、政府（省庁横断）、労使、教育機関などの関係者が連携し、中・長期的視点から国としての人材育成戦略・施策を構築する。
- ③地域が主体となり、国・地域の労使・教育機関などの関係者が連携し、地域の特性を活かした中期的な産業政策、人材育成施策を構築する。
- ④公共職業能力開発施設（国・都道府県設置）は、地域の「技術・技能センター」として位置づけ、国、地方自治体、企業が連携して、新規学卒者、離・転職者、在職者などに対し、ものづくりなどを重視した職業訓練を強化する。
- ⑤技術・技能の継承や人材の確保・育成などについて課題を抱えるものづくり産業の中小企業に対し、関係省庁の連携を強化し、人材投資促進税制の継続や高度熟練技能者の活用、人材の確保・育成に関する支援措置を拡充する。
- ⑥企業のニーズに合致し、中核を担う労働者を育成するため、各種助成制度の活用などにより「実践型人材養成システム」の普及・定着をはかる。
- ⑦男女の職務分離の改善を進め、男性の多い職務への女性の進出、女性の多い職務への男性の進出を積極的に推進するために、学校教育、職業能力開発、職業紹介、男女均等取り扱いなどの関連する行政の連携を進める。

○福祉・社会保障政策の視点からの具体的な提言は以下の通り。

1. 国は、社会保障を全世代に広げるとともに、すべての人に就労機会とディーセントな雇用を保障し、社会連帯を基礎に安全・安心社会を構築するため「働くことを軸とする安心社会」をめざし、積極的雇用政策との連携による積極的社会保障政策を推進する。

(5) 国は、社会保障分野での雇用創出・人材確保については、持続可能な基盤強化や医療・介護・健康・福祉・子育て分野等での雇用を魅力ある産業とするため、総合的、専門的な人材確保・育成制度の整備、人員・設備および運営基準の改善、関係労働者の労働条件改善を進める。特に、政府の「新成長戦略」を視野に入れ、内需主導型産業としての特性を生かした、雇用創出の具体化を行い、社会保障の基盤整備をはかる。

(11) 医療・福祉等の分野における規制緩和として、経営形態のあり方（株式会社等の参入）の検討にあたっては、利用者の立場から、事業の継続性、透明性、安全性とサービスの質を確保するため、労働関係法令遵守事項の情報開示を行うとともに、他事業との経営・財務の分離・独立性の明確化等を前提とする。また、公的制度であり、財源も公費（税・保険料）であることから国民への決算情報開示および収益の国民還元を前提とする。

4. だれもが適切な負担で、良質な医療サービスを受けることができるよう、国民皆保険体制を堅持し、地域医療提供体制の確立と医療保険制度の再構築をはかる。

(3) 診療報酬制度の「包括・定額化」への転換等を進め、だれもが分かりやすく、信頼できる保険医療へのアクセスを保障する。

⑮薬価の算定にあたっては、革新的新薬や希少疾病用医薬品を積極的に評価する。その際、薬価算定過程の透明性・信頼性を高める検討を進めるとともに、調整幅（2%）の性格を明確化し、透明性を確保したうえで、必要に応じ薬価に算入する。あわせて、未妥結・仮納入、総価取引等、薬価の透明性・公平性を阻害する恐れのある商慣行については、早急に適切な取引ルールを確立し、改善をはかる。

⑯良質な後発医薬品の普及促進のため、情報提供、品質管理、安定的な供給体制などを含めた評価システムを確立する。

⑰医療機器・材料の開発・輸入の促進や安定供給の確保のため、保険償還価格の機能区分制度から銘柄別決定への見直しの検討をすすめる。また、保険償還価格の算定における外国価格調整のあり方に関する調査・研究をすすめ、内外価格差を縮小する。

○ I C T（情報通信）政策の視点からの具体的な提言は以下の通り。

1. 政府は、情報通信の利用促進とインフラ整備、「通信と放送の融合」などについて、デジタルデバイド対策を進めるとともに社会的側面に十分に配慮しつつ、人材育成を含め、適切な対策、政策等を進める。

(1) 政府は、高度通信情報社会を支えるインフラ整備・促進をはかり、新たな I C T（情報通信）戦略を推進する。

①政府は社会的インフラであるブロードバンドネットワークの整備に向けて、公平・公

正な市場環境下での事業者間競争を基本とし、官邸主導での省庁横断的な施策立案と実現を行う。

- ②基礎研究強化、人材育成強化をはかって行く観点から、大学等の情報通信研究予算を拡充する。
 - ③国や自治体等の内部における文書電子化など行政部門の業務効率化に加えて、誰もが利用しやすい、ワンストップ行政サービスの提供等、生活者の利便性向上に寄与する電子政府を実現する。（P183～「行政・司法改革」参照）
- (2) 情報通信の利用促進に向けた一層の規制緩和を行う。
- ①政府はICTの利活用による技術の効率化に向け、クラウドコンピューティングの活用などによる行政システムの見直しをはかるとともに、法令文書類の電子化、情報開示を推進し、国民の暮らしの利便性の向上をはかる。
 - ②遠隔医療（診断等）、用語・コードの標準化、電子カルテやレセプトの電子化の普及促進など医療・医療事務におけるICTの活用による国民の利便性向上に向けた法令等を整備する。
 - ③電波利用料制度の見直しについては、情報家電等の普及を阻害しないよう慎重に対応する。

2. 国・地方は、ブロードバンドネットワークを高度化するとともに、サービスの中断等による暮らしへの影響を与えない安定・継続的なサービスを提供する。

- (1) インフラ整備にあたっては、公正な競争を通じた基盤整備を原則としつつ、中山間地域や島嶼部などインフラ整備が遅れている地域や、教育機関における整備を促す助成の仕組みを十分なものとする。
- (3) ブロードバンドネットワークの安全性や情報保護を確立する。
 - ①技術革新の進展に対応し、不正アクセスや消費者被害の防止、情報セキュリティ確保のための対策を推進する。
 - ②国や地方自治体は、大規模災害時等におけるバックアップ体制の構築などを事業者に指導するとともに、ブロードバンド通信の位置づけや利用方法を定める。

3. 政府は、デジタルデバイド対策を徹底し、誰もが簡易に情報通信を利活用でき、どこからでもアクセスできるネットワーク環境の整備を進めると同時に地域等を要因とする格差を生じさせない。あわせて、情報通信リテラシー教育の充実をはかる。

- (1) 国民、勤労者が情報通信を十分活用することができるために、情報通信の利用方法について、誰もが理解し、身につけられるようなインフラや機会を提供する。学校・生涯学習機関・公民館、駅、空港などの公的施設で、ブロードバンドをはじめ情報通信サー

ビスを無料または安価に利用できる仕組みを確立する。

- (2) 高齢者、障がい者をはじめ、デジタルデバイドに関する不安を持つ割合が高い層について、新しい技術の普及が生活の質の向上をもたらすことが実感できるよう、リカレント教育の体制整備や、障がい者の利活用促進に向けたユニバーサルサービスの推進に対して支援をする。
- (3) 初等・中等教育において、利用者の立場でのマナー等も含めた情報通信リテラシー教育の充実をはかる。
- (4) ユニバーサルデザイン機器の政府・自治体調達義務付けを行うとともに、ユニバーサルデザイン機器の開発支援のための税制・補助金制度を整備する。

8. 政府は、アジア域における高度情報化推進への支援を行う。

- (1) アジア域内のブロードバンドインフラ整備に対する支援を行う。
- (2) 米国経由に偏重しているアジア域内トラフィック（注7）については、アジア域内通信はアジア域内で行えることを基本に、アジア各国と十分に連携しつつ、アジア連携ネットワークの基礎を構築するとともに、人材交流、ネットワーク基盤を構築し、アジア域内開発途上国に対するインフラの整備を支援する。
- (3) デジタルデバイド対策、情報リテラシー教育、情報セキュリティの確保などの分野でアジア各国への支援を行う。
- (4) 日本の技術力優位分野（ITS（高度道路交通システム）や地上デジタル放送方式）におけるインフラ輸出などのアジア域への展開を支援する。

（注7）トラフィック ～ネットワーク上を移動する音声や文書、画像などのデジタルデータのこと。

○環境政策の視点からの具体的な提言は以下の通り。

2. 国内における温室効果ガス排出を削減するための国民の理解と協力のもとに各種施策を強化・推進する。その際は、「環境と経済の両立」を基本に、各種施策の長所と短所を精査し最適な組合せ（ポリシーミックス）とする。

- (4) 国・地方自治体は、「環境と経済の両立」に向けて、企業の環境対策を促進するため、環境対策に関連した技術・事業・産業の育成・支援を強化する。
 - ①環境対策に関連した技術・事業・産業に対する育成・支援を強化し環境技術の研究・開発・導入に対する助成・優遇を推進する。その際には、政府窓口のワンストップ化とともに、利用しやすい制度設計と情報の一元化を図る。

- ② I S O 14001等、環境関連規格の取得促進をはかり、システムの運営と監査を進める。特に人的・費用負担の大きい中小企業に導入が進むよう、情報提供と支援強化をはかる。
- ③環境技術の実証・導入段階までの開発プロジェクトを、産官学共同で進める。
- ④環境会計制度を企業に普及させるとともに、府省も導入し、環境に配慮した政策を展開する。また、環境報告書のさらなる普及促進とその信頼性向上をはかり、エネルギー消費等の公表事業者の拡大や、環境ラベルによる製品情報の提供を普及させる。
- ⑤電力システムの安定度を確保しつつ太陽光発電や風力発電等の供給不安定な再生可能エネルギーの大量導入に対応するため、スマートグリッドを含めた I C T の利活用による世界最先端の次世代送配電システムの構築に向け、費用対効果も踏まえつつ、実証事業の着実な実施とフォローアップ、出力抑制や蓄電池など技術的課題の解決に向けた研究開発を推進する。

(5) 国・地方自治体は、環境・エネルギー技術の深化・革新を通じ国内外の気候変動問題を解決する観点から、各部門（産業、運輸、業務その他、家庭、エネルギー転換）ごとに、技術的な導入可能性や費用対効果、短・中・長期の時間軸の観点を踏まえた実効性や国民の受容性など、その実情を踏まえた対策を推進する。

対策の策定にあたっては、新たに創設する府省庁横断の公正で透明な国民的議論の場において、労働代表や産業代表、消費者団体など広範な当事者による国民的議論を徹底する。

【産業部門】

- ①「ライフサイクル評価（L C A）」に関する調査・研究を推進し、製品のトータルの環境への影響を表示する仕組みを構築する。
- ②「省エネルギー法」に準じ、一定規模以上の事業者からの温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を着実に推進する。
- ③省エネ・低炭素技術を維持・強化するため、設備更新時における最先端技術の導入や燃料消費における天然ガス転換、革新的技術の実用化に向けた開発等に対する支援を強化する。

【運輸部門】

- ①都市計画やまちづくり、エコ通勤をはじめとした公共交通機関の利用促進等、国・地方自治体等の対策を強化する。
- ②様々な交通機関のベストミックスを確保することによる物流の効率化、天然ガスやエタノール入りガソリン燃料への転換、クリーンエネルギー自動車や燃料電池車、低公害車・低燃費車の普及・促進を強化する。

【エネルギー転換部門】

- ①太陽光・風力・中小水力・地熱発電やバイオマスエネルギーなど再生可能エネルギーについて、供給安定性の確保や価格低減を実現しつつ、可能な限り普及拡大させるため、

支援措置の有効性等を検証しつつ、初期費用の低減のための措置等を講じるとともに、出力抑制や蓄電池を含めた技術開発や実証事業、普及促進の障害となっている各種規制の見直し・緩和を進める。

- ②原子力発電については、安全確保を大前提として、設備利用率の向上や使用済み核燃料処理の確立をはかるとともに、現在計画中の新增設については地域住民の理解と合意を得つつ、着実に進める。③地球環境保全とエネルギー安全保障の観点から、環境負荷の少ない天然ガスへの燃料転換の一層の推進やCCSを含めた世界最先端の石炭利用技術（クリーン・コール・テクノロジー）など化石燃料の高度利用とともに、再生可能エネルギー大量導入時の系統安定化対策の研究・開発を推進し「環境と経済の両立」を図る。

【業務その他部門】

- ①商業施設、小売店舗、宿泊施設、飲食店、官公庁、病院、学校、事務所、ビル等、多岐に渡る対象に対し、それぞれの実情に対応した内容で、省エネ基準の強化やビル・エネルギーマネジメントシステム（BEMS）等、建築物の省エネ性能向上の施策を講じるための支援措置を講じる。
- ②一定以上の省エネ性能を持つ建築物を新改築する場合には容積率の緩和や税制優遇を行うなど、省エネ化を促進する優遇策を検討・実施する。
- ③エコストア化を推進するため環境店舗を認定する制度の導入を検討する。
- ④OA機器や照明、業務用空調機器等の省エネ性能を向上させる。

【家庭部門】

- ①既築住宅の省エネリフォームへの支援強化や新築住宅に対する一定の省エネ基準確保の義務化等により住宅の省エネ性能を向上させるとともに、家庭用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）の開発・普及に向けた支援の施策を講じる。
- ②トップランナー方式（注13）の一層の活用等により省エネ機器の性能向上・普及を推進するとともに、省エネ効果の見える化やスマートメーターの普及に向け、費用対効果を見極めるとともに労働者の雇用安定を図りながら、実証実験の実施とフォローアップ、技術的課題の解決に向けた研究開発を進めるなど、消費者意識を高める施策を推進する。
- ③住宅用の太陽光発電や太陽熱利用、住宅の省エネ化、高効率給湯器や燃料電池、高効率照明やスマートメーターやスマートタップなど電力が見える化する機器の普及・促進に向け、初期投資の軽減等の措置を講じる。

【横断的分野】

- ①各部門にまたがる横断的分野は、複数の対策・施策を適切に組み合わせ、削減の確実性を高め、「環境と経済の両立」をはかる。
- ②トップランナー方式の強化など「省エネルギー法」で定められた各種対策（省エネ計画の作成、エネルギー消費量の届出、省エネ措置の届出、等）、「温暖化対策法」で定めら

れた各種対策（温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度、等）を通じ、排出量抑制や国民理解を深める対策を推進する。

③CO₂排出量の正確な把握のため、商業・サービス施設を事務所・ビルや中小製造業と分けるとともに、商業・サービス施設においても業種ごとに分けるなど、出来る限り細分化し、公表する。

(6) 国は、燃料電池等の新技術開発を進めるとともに、環境対応車の普及・促進に向けた支援をする。また、効率的・体系的な道路整備等をはじめとする交通流対策を推進する。

(7) 国は、国際的な枠組みを前提としてライフサイクル評価（LCA）に関する調査・研究や「カーボンフットプリント」の導入等、温室効果ガス排出量の「見える化」を図り、消費者が製品を購入する際に生産から廃棄に至る環境への影響を考慮できる仕組みを確立・推進する。

(11) 国・地方自治体は、間伐材等の木質バイオマスとしての利用を促進し、CO₂削減や山村の経済活性化を図る。

3. 「グリーン・ジョブ戦略（注16）」に関する政策を推進する。

(1) 国・地方自治体は、気候変動に関する政策を進めるにあたっては、雇用の安定・創出を最優先事項とし、低炭素社会の構築、持続可能な雇用・労働を実現する「グリーン・ジョブ」に関する政策を推進する。

(2) 国・地方自治体は、「グリーン」な雇用の拡大・創出が期待できる下記の分野等に対し、重点的に投資を行うとともに、産業支援・投資促進の施策を実施する。

①非化石エネルギーの利用拡大（太陽光発電、風力発電、中小水力、地熱、原子力等）
に関連する機器の製造、供給の拡大、設備の整備

②化石エネルギーの高度利用（天然ガスシフト、CCSを含むクリーン・コール・テクノロジー等）

③非食物由来バイオエネルギーの供給

④資源（地下水、雨水、雪等）の有効活用

⑤住宅・オフィス（新築・改築）の断熱仕様化・省エネ化

⑥学校・公共施設の耐震補強・石綿（アスベスト）除去

⑦化石燃料に依存しない自動車等の開発・製造

⑧都市間交通における鉄道利用の拡大

⑨公共交通機関の利便性の向上と有効活用

⑩持続可能な農業・林業・水産業・畜産業の振興

⑪持続可能な都市計画・まちづくり（省資源型の道路・信号・街灯の敷設、円滑な移動手段（徒歩・自転車利用、渋滞解消）の確立）

(3) 国・地方自治体は、「雇用の維持・安定」を第一義に、低炭素社会の構築、エネルギー

構造の転換に伴う雇用の移動・喪失に対し、労働者の教育・訓練、再就職先の斡旋・確保、住宅の確保等、移行措置を整備する。

- (4) 国・地方自治体は、「グリーン・ジョブ」の推進に際しては、「環境にやさしい働き方」とすると同時に「ディーセント・ワーク」となるよう、賃金、労働安全衛生等、労働条件に関する対策を強化する。

(注16) **グリーン・ジョブ戦略**～2007年6月、ILOが提起した環境と雇用・労働に関する新しい概念。2008年9月、ITUC、ILO、UNEP（国連環境計画）、IOE（国際使用者連盟）が発行した共同報告書『グリーン・ジョブ』では、下記の通り定義している。

- ①グリーン・ジョブとは企業および経済部門の環境への影響を最終的に持続可能な水準まで削減させることに役立つ仕事で、農業・工業・サービス業・行政において、環境の質を維持・回復させるのに役立つ仕事である。
- ②グリーン・ジョブはエネルギー供給からその再生まで、また、農業・建設から輸送まで、さまざまな経済部門に存在する。グリーン・ジョブは高効率戦略を通じて、エネルギー、原材料、水、消費を削減し、経済を脱炭素化して温室効果ガス排出を削減し、あらゆる廃棄物や公害をすべて最小化または回避し、生態系と生物多様性を保護・回復させるのに役立つ仕事である。
- ③グリーン・ジョブは「ディーセント・ワーク」でなければならない。

○行政・司法改革の視点からの具体的な提言は以下の通り。

6. 政府は、雇用創出、地域活性化につながる規制改革を進めるとともに、談合を排除し、公正労働と質の高いサービスを確保できる入札改革を行う。その際、雇用安定のセーフティネットに配慮し、公正ルールを確立する。

- (1) 規制改革については、先端技術等競争力や新たな雇用・産業の機会創出につながる分野を優先して規制を見直す。ただし、国民・消費者の安全・健康の確保、環境保全、公正労働基準の維持等「社会の質」に関わる規制は強化する。規制改革の推進にあたっては、不公正取引の排除、反競争的行為による独占の禁止、雇用の安定等、公正な競争ルールの確立をはかる。

規制改革の検討にあたっては、消費者・労働者等様々な立場の代表が参加できる仕組みをつくり公正な審議を行う。検討作業では、各省庁が行う審議会とも十分に調整する。審議過程を積極的に公開し、国民が納得できる改革案を提示する。また、行き過ぎた規制改革が起きないように、規制改革された結果に関する検証システムを構築する。

- (3) 構造改革特区は、地方自治体が住民や労働組合等の幅広い意見を必ず聞き入れた上で構築し、真に雇用創出や地域活性化に資するよう進める。特区の特例措置が、労働条件の悪化、企業倒産・失業増等の弊害をもたらす場合は、国・地方自治体が責任をもってこれを廃止し、復旧させる。

○教育政策の視点からの具体的な提言は以下の通り。

6. 持続可能な社会やわが国の成長を支える人材を育成するための教育を戦略的に推進する。また、そのために必要な教育環境の整備を、生涯教育の視点に立って進める。

- (1) 価値観や能力の多様性を認め、社会の成長・発展を担う人材を育成する。
- ①国・地方自治体は、子どもの成長段階に応じて、わが国の競争力を維持・向上するために、国際化・情報化社会における必要な教育を充実する。また、教育・研究施設や、奨学金等の公的助成制度の充実など、必要な教育環境の整備を推進する。
 - a) 持続可能な社会の基礎となる環境教育を充実する。
 - b) ものづくりの基礎となる科学技術・理数教育を充実する。
 - c) 情報化社会への対応のためのICT教育を充実する。
 - d) グローバル社会への対応のための外国語教育を充実する。
 - ②国・地方自治体は、子どもの成長段階に応じて、潜在的な需要を有する成長分野（子育て、医療・介護、環境、情報通信、農業、林業等）をはじめ、幅広い分野において社会のニーズをとらえた教育を促進する。
 - ③国・地方自治体は、農業、工業、商業など職業現場のノウハウに関する教育を行う専門高等学校が、将来のスペシャリストを育成する場であることを重視し、社会状況の変化や学習ニーズに柔軟に対応できる教育環境を整備する。
 - ④大学・大学院は、国際的な質保障を意識した質の高い高等教育を実践する教育プログラムを確立するとともに、機能別分化ならびに大学間の連携を強化など、教育体制を抜本的に見直す。
- (2) 大学等高等教育機関は、企業・地域との連携を強化し、産学一体となってわが国の成長を支える厚みのある人材層を戦略的に形成する。
- (4) 生涯学習（リカレント教育）推進のための環境・体制整備を推進する。
- ①国は、現行の「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（生涯学習振興法）」を見直し、国際化・情報化時代にふさわしい、ア) 多様な学習機会の保障、イ) 能力・学習成果に対する評価、ウ) 生涯学習の普及・啓発と情報提供、エ) 国と地方自治体の責務等の基本理念を明確にした、『生涯学習推進基本法（仮称）』を制定する。
 - ②地方自治体は、住民参加の「地域教育・スポーツ・文化振興基本計画（仮称）」を策定し、ア) 青少年の職業体験の推進、イ) 伝統文化・芸能の継承・発展等の文化振興、ウ) 国際化や環境問題などについて具体策を提示し、教育委員会と連携して取り組む。
 - ③大学等高等教育機関は、社会人特別選抜枠の拡大等の編入制度の弾力化、夜間大学院の拡充、科目等履修制度・研究生制度の活用、通信教育・放送大学の拡充を進め、社会人の受け入れを促進する。また、公開講座を拡充するとともに、施設の地域開放を進める。
 - ④国・地方自治体は、大学等高等教育機関で学ぶ社会人に対する公的助成制度を充実さ

せるとともに、有給教育休暇、教育休職の制度化や時間外労働等を制限するなど、リカレント教育(社会人が学校で再び学び直しができる教育体制)や生涯学習推進のための支援を行う。

- ⑤国・地方自治体は、継続的なキャリア形成を実現するため、社会的に評価するシステムづくりを進める。
 - a) 国・地方自治体の認可により、職種ごとの社会的資格を創るなど、『日本版マイスター制度』を導入する。
 - b) 評価基準の設定や教育訓練コースの開発・実施に関しては、労使団体が参加する。
 - c) 資格の認定は、職業団体が構成する第三者機関が行う。
- ⑥公共職業能力開発施設は、地域の「技術・技能センター」として新たに位置づけ、新規学卒者、離職・転職者、在職者などへのニーズに即したスキルアップのための機関とする。また、インターンシップを通じた企業との連携や高校生の実習の受け入れなど、専門高校との連携を強めるとともに、ものづくりなどを重視した職業教育を進める。

以 上